

船会社と連携した神戸港発着クルーズへの台湾向け誘客プロモーション業務 基本仕様書

1. 委託業務名

神戸港を発着するクルーズ船社（以下「船会社」）と連携した神戸港発着クルーズへの台湾向け誘客プロモーション業務（以下、「本業務」とする）

2. 本業務の目的

本市では、クルーズ客船がもたらす大きな経済効果を狙い、特に経済効果の高い発着クルーズの誘致を進めている。発着クルーズの誘致における最も重要な要素としては、国内外から安定的に集客できることが求められており、現在もその取り組みを行っているところである。

令和7年4月からは神戸空港での国際チャーター便（台湾、韓国、ベトナム）の運航が開始されることから、近年クルーズ市場が拡大している台湾をターゲットに、神戸港を発着するクルーズ客船への誘客を拡大させる。

【参考】基本情報

▼神戸港 クルーズ客船情報ページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a14075/kanko/leisure/harbor/passenger/schedule/index2020.html>

▼神戸空港 国際線就航の最新情報

<https://www.city.kobe.lg.jp/a11380/kurashi/access/airport/internationalization.html>

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 委託金額（上限）

金 5,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

5. 業務内容

（1）効果的な広報戦略の提案

本業務の目的を達成するために効果的な広報戦略（媒体・期間・場所等）を策定すること。本業務のターゲット及び基本的な考え方は以下のとおり。

① 本業務のメインターゲット

- ・ 40～50代の台湾在住者
- ・ 何度か来日の経験がある訪日リピーター（新たな訪問先を探している）
- ・ クルーズ乗船経験の有無は問わない

② 本業務の基本条件

- ◆「クルーズ」及び「神戸港」の認知度向上を狙いとする。具体的には、上記①のターゲットに「クルーズ」を知ってもらうこと。また、既に知っている者や乗船経験のある者に対しては、旅の選択肢に「神戸港からクルーズ客船に乗船する」ことが入ることを目指し、神戸港からクルーズ客船に乗船することの魅力を発信すること。
- ◆神戸港と連携する船会社のプロモーションを共同で行い、双方の魅力を発信すること。その際のプロモーション動画は船会社が用意する。
- ◆以下の神戸港の特長を踏まえ、よりターゲットに刺さる広報戦略を提案すること。
 - ・神戸空港の国際化・クルーズターミナルと神戸空港の近さ
 - ・神戸空港（一部関西国際空港を含む）からクルーズターミナルまでの手荷物輸送サービス
 - ・瀬戸内海クルーズの玄関口としての神戸港
 - ・ターミナルから市街地が近く、神戸のまち観光を楽しめる
 - ・神戸港からクルーズ客船に乗船できる
- ◆広報にあたっては、本市が作成している既存の広報素材も活用すること。
 - ・瀬戸内海クルーズ PR 動画（中国語/繁体字）※令和7年3月完成予定
 - ・瀬戸内海クルーズ特集パンフレット Cruise Traveller（繁体字）
 - ・その他本市から提供する広報素材
- ◆神戸港を発着するクルーズ客船の台湾での販売促進を行うこと。なお、これらを販売する旅行会社については神戸市が指定する。

(2) 効果的な広報の実施

(1) で策定した広報戦略に基づいて、スケジュールを作成し、効果的な広報を実施すること。

(3) 動画の作成

(1)～(2)で提案・実施する広報戦略のほか、本市の次年度以降の広報活動でも引き続き使用ができる広報素材として本市の既存の広報素材（動画）及び本市より提供する素材をベースに動画の作成を行うこと。ターゲットや基本的な考え方は前項(1)に記載のとおりで、神戸港の特長をターゲットに効果的に伝えることのできるコンテンツを制作すること。

- ・動画の長さ：効果的な長さを受託者で検討すること
- ・本数：最低1本以上
- ・言語：中国語（繁体字）・英語
- ・向き：横型を基本とする
- ・撮影した映像にテロップや音楽を挿入するなど、見やすく工夫して編集すること。
- ・受託者は、取材にかかる取材費、交通費、謝礼等を必要に応じて委託料の範囲で支払うこと。

- ・受託者は、出演者、協力者等の肖像権、音楽等の著作権ならびに制作動画の無期使用等に関して調整を行い、SNS（Twitter、Instagram等）やYouTube上での配信や、動画の一部分もしくは静止画のWEB広告への使用、その他不特定多数の者が二次利用すること（関係各所への提供や街頭ビジョン・イベントでの上映等）の同意を得るとともに、料金等を支払う必要がある場合は委託料の範囲で行うこと。

（４）FAM ツアー実施にかかる事務連絡調整業務

本事業の目的を達成するために船会社と連携しFAM ツアー（※）を実施する。目的を踏まえ、参加者に対し、神戸港及び船会社への理解が深まり、魅力を実感できるようなFAM ツアーが実施できるよう、下記の通り、事務連絡調整を行うこと。FAM ツアーの企画・実施については本事業には含まない。

※FAM ツアー：観光地等への誘致促進のため、キーマンを招請して現地を視察してもらうツアーのこと。

①企画するFAM ツアーについて

ターゲット国・地域：台湾

FAM ツアー：令和7年9月以降で1回実施予定

催行人数：最大20名程度（旅行会社、現地メディア）

②参加対象者

クルーズ旅行を取り扱う（予定も含む）旅行会社、現地メディアを対象とする。

メディアやライター（インフルエンサー等）については、特に旅行検討層への訴求力が強く、他メディアへの訴求効果のある者が望ましい。（6名程度）

③神戸市内観光

訪問先等については神戸市が企画実施を行う。実施内容としては、神戸市内を半日ほど観光した後、神戸港からクルーズ客船に数日乗船。神戸港で下船するまでを予定している。

④FAM ツアーの参加料等

- ・各参加者からFAM ツアーの参加料は徴収しない。
- ・本FAM ツアーに係る神戸市内の宿泊費用（前泊もしくは後泊）については神戸市負担とし本事業には含まない。
- ・参加する現地旅行会社は、台湾から神戸港までの往復航空券及び往復陸上交通費を自己負担とし、現地メディアは本市負担とする（本事業に含めること）。

⑤参加者の集約・選出・連絡調整

- ・受託者は効果的な手段により参加者募集を行うこと。
- ・対外的に出すデータについては神戸市に電子データを確認・納品を行うこと。
- ・受託者は必要に応じて参加者を選出し、最終参加者を決定すること。
- ・受託者は参加者に対する連絡調整を行い、参加の可否や案内状の作成、参加者リストの作成、参加者の行程確認、参加者への最終連絡といった、申込みから参加までの連絡調整を行うこと。

- ・FAM ツアー期間中の通訳者は本市で手配を行うが、参加者に応じて別途通訳・アテンドの必要性が見込まれる場合は、本市と協議の上で本事業に含めること。

⑥アンケートの作成・実施・取りまとめ

- ・FAM ツアー実施後、参加者にアンケートを実施し、結果を取りまとめた上で分析結果を含めて報告すること。なお、アンケート内容については、事前に神戸市と協議の上実施すること。

⑦その他

- ・FAM ツアー終了後に、作成物、リスト等 FAM ツアーに係る資料一式を提出すること。

(5) 効果検証

上記(1)～(4)で実施した広報活動について、客観的な数値を交えた効果検証を行うこと。

なお、神戸港発着の客船の販売状況の向上を効果検証の一つとする。現地旅行会社の販売促進を担うとともに、その検証結果を必ず記載すること。

(6) 実施報告書の作成

本業務の履行内容に関して、業務終了後速やかに報告書としてとりまとめること。

報告書には、(5)で実施した効果検証の結果や次年度以降の活動に対する提言等も盛り込むこと。

※本市が指示する電子データで提供すること。データの所有権及び著作権は全て本市に帰属するものとする。

6. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者を置き、いずれかが中国語(繁体字)でのコミュニケーションが出来るようにすること。また、事業実施のために必要なネイティブのスタッフがいる体制もしくは事業実施にあたってネイティブチェックが行える体制とすること。

7. 成果品の提出

(1) 提出物

- ◆5-(3)で作成した動画
- ◆5-(4)⑥～⑦のアンケート結果や資料一式
- ◆5-(6)で作成した実施報告書
- ◆その他、5-(2)にて本市に納品する制作物を作成した場合は提出すること。

(2) 提出期限

令和8年3月20日

※例えば5-(4)⑥~⑦のアンケート結果や資料一式等、提出期限を待たずして提出可能なものがあれば随時提出すること。

(3) 制作物に係る権利の帰属

- ①本業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- ②本業務の履行により制作された成果物に係る受託者の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」とする）は、全て本市に帰属、もしくは譲渡する。
- ③受託者は、本市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、本市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- ④受託者は、本市の書面による事前の承諾なくして、成果物を目的外に利用し、また第三者に提供し、もしくは利用させてはならない。委託期間終了後、又は本業務に係る委託契約が解除された後においても同様とする。
- ⑤本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ本市に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責任は、全て受託者が負うこと。
- ⑥上記①から⑤の規定は、「9. 留意事項」に定める第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責任を負うこと。
- ⑦その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

8. 支払方法

一括支払

※受託者による「7. 成果物の提出」に記載の成果物の提出後、効果検証が十分実施できているか等を本市にて検査を行う。検査合格後、受託者から適法な請求書を受け付けた日から30日以内に支払う。

※経費の支払いは日本国通貨を基本とするが、その詳細は契約時に別途協議の上決定する

9. 留意事項

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、本市と十分に協議・連絡調整等を行うこと。受託者による本業務の遂行に関して本市が行う要求は尊重しなければならない。
- (2) 本基本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合、受託者は速やかに本市と協議の上、対処すること。
- (3) 本基本仕様書は、本業務の基本事項について定めるものであり、明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、本市との協議を踏まえ、誠実に履行すること。
- (4) 本業務の実施過程で入手等し得た一切の資料や情報等は、契約解除後や本業務終了後も含め、本業務の目的以外に使用、第三者に開示もしくは漏えいしてはならない。ま

た、受託者は、そのための必要な措置を講じなければならない。

- (5) 本業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。本業務終了後、受託者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- (6) 受託者は、本業務に適用される全ての法令を遵守し、本業務の遂行に許認可等が必要となる場合は、自らの負担において取得等すること。なお、許認可等の取得に本市の協力が必要な場合、本市は適宜協力するものとする。
- (7) 本業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、事前に文書により本市と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託することができる。この場合において、受託者は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うとともに、当該第三者との間に発生する負担や責任の所在について自らの責任で必要な調整を行うこと。
- (8) 受託者は、本業務遂行中に不測の事故等が発生した場合は、直ちに本市に連絡するとともに、適切に対処しなければならない。なお、本業務の実施期間内に本業務の内容等の変更により、委託内容及び委託料の変更が必要となったと認められるときは、受託者は本市に対してその変更について協議を求めることができるものとする。

10. 提出・問い合わせ先

神戸市港湾局振興課（客船誘致担当）木林、伊庭

住所：〒650-0046 神戸市中央区港島中町4丁目1-1

TEL: 078-595-6289 FAX: 078-595-6284

Eメール：cruise_kobeport@city.kobe.lg.jp